解散公告（第二回）

当公社は、平成二十七年十一月十二日岐阜県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

岐阜県羽島郡岐南町八剣七丁目一〇七番地
岐南町土地開発公社
代表清算人　宇野　秀雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年十月一日浜松市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

静岡県浜松市天竜区西藤平一五五五番地
上阿多古生産森林組合
清算人　金指　勝悟

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

愛知県名古屋市東区武平町五丁目一番地
ナオリ厚生年金基金
代表清算人　滝　一夫

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

大分県大分市府内町三丁目四番二〇号
大分県病院厚生年金基金
清算人　淵野　耕三

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

千葉県千葉市美浜区新港一五六番地
千葉県自動車販売整備厚生年金基金
代表清算人　八角　康夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十一月二十日に社員が一人も存在しなくなり、定款の規定に基づき解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

東京都世田谷区経堂一丁目一八番一号
医療法人社団博愛会
清算人　早川　法子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十七日岐阜地方裁判所大垣支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

岐阜県揖斐郡池田町下東野三九二番地
宗教法人浄光寺
清算人　東雲　修身

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月二十八日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

大分県玖珠郡九重町大字粟野一三八九番地の二
粟野本村生産森林組合
清算人　後藤　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県十和田市東三番町五三番地四、最後の住所青森県十和田市東三番町四番四一号
被相続人　亡　田中　タケ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

青森県三沢市桜町一丁目二―一　三沢ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松村　好典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市本丸六二五番地、最後の住所埼玉県行田市本丸一一番五号
被相続人　亡　津久井謙治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

埼玉県熊谷市筑波一―五六―一ワンチスクエアビル二階　丸田・白石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸田健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方四丁目六〇七番地、最後の住所東京都江戸川区北小岩三丁目六番三号いずみマンション一〇一
被相続人　亡　中込　章浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区大久保二丁目一六四番地、最後の住所東京都新宿区新宿七丁目二六番五三―七〇一号
被相続人　亡　鍋島　俊隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号
たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子二丁目六番地一、最後の住所東京都北区王子一丁目六番一三―四〇二号松岡ビル　被相続人　亡　桂　久夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月十六日

東京都千代田区神田淡路町一―三―一トーハン淡路町ビル九〇一やまうえ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山上　俊夫

第53期決算公告

平成27年12月16日

宮城県仙台市太白区西多賀三丁目1番5号
工藤電機株式会社
代表取締役　引地　智恵

貸借対照表の要旨（平成27年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	967	流動負債	770
固定資産	436	固定負債	267
繰延資産	7	負債合計	1,037
		株主資本	373
		資本金	52
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	301
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	293
		（うち当期純利益）	(1)
		純資産合計	373
資産合計	1,411	負債・純資産合計	1,411